

第10章 カナダ

内国民待遇

電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009年5月に“Green Energy Act”を可決及び関連する法律を改正。同法により、再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度（Feed in Tariff (FIT)）を創設。

オンタリオ州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立や原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化した（ローカルコンテンツ要求）。

<国際ルール上の問題点>

州内での付加価値の付与を条件とすることで同州内産の発電設備の使用を義務づけることは、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMS）第2条違反の可能性があると同時に、補助金協定第3条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。

<最近の動き>

本件については、現地領事館等を通じて、オンタリオ州政府に懸念を伝えている他、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行う等、

二国間での協議における解決を探ってきたが、カナダ側より前向きな回答が得られなかったため、2010年9月にカナダに対してWTO上の二国間協議要請を行った。その後、2011年6月にパネル設置要請を行い、7月の紛争解決機関会合においてパネルが設置、2012年3月及び5月にパネル会合が開催された。2012年12月、パネルは最終報告書を公表し、WTO協定に基づき、買取条件におけるローカルコンテンツ要求を撤廃すべきという我が国の主張を概ね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMs第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。GATT第3条及びTRIMs第2条違反については、TRIMs附属書で禁止されている国内産品の購入や使用の要求にあたり、州産品を不当に優遇しているとして内国民待遇義務違反を認定。また、内国民待遇義務の例外となる政府調達行為にも当たらないとしてカナダの反論を退けた。補助金協定第3条違反（禁止補助金）については、パネル報告書は、補助金認定の要件となる利益の存在（ローカルコンテンツ要求がFITプログラムに参加する再生可能エネルギー発電事業者に補助金協定に基づく利益を供与しているかどうか）が立証されていないとして、補助金協定違反を認定しなかった（ただし、本論点については、我が国が提出した証拠及び議論から「利益」の認定が可能との少数意見が付されている。）。上記認定に基づき、パネルはカナダに対し、GATT及びTRIMs違反とされた措置をWTO協定に整合させるように勧告した。

その後、2013年2月にパネル判断を不服としてカ

ナダが上訴し、同年5月6日に上級委員会報告書が発出された。上級委員会報告書の主なポイントは次のとおりである。

① 内国民待遇義務（GATT第3条・TRIMs協定第2条）

日本及びEUの主張を認めたパネル報告書の結論を支持し、FITプログラムにおけるローカルコンテンツ要求はTRIMs協定附属書で禁止されている国内製品の購入や使用の要求にあたり、州産品を不当に優遇しているとして、GATT第3条及びTRIMs協定第2条違反を認定。

② 禁止補助金（補助金協定第3条）

日本及びEUの主張を退けたパネル報告書を概ね支持し、補助金認定の要件となる「利益」の存在について立証が不十分として、FITプログラムが補助金協定第3条で禁止される国内産品優先補助金に該当するとは認定せず。

上級委員会による勧告を受け、カナダは、履行期間を10ヶ月（2014年3月24日まで）とすることで日本と合意した。2013年8月、オンタリオ州政府は履行に向けた中間的な措置として、ローカルコンテンツ比率を、小規模風力発電事業については50%から20%に、小規模太陽光発電事業については60%から19～28%に引下げるエネルギー大臣指示を公表した。2014年2月現在、ローカルコンテンツ要求を撤廃する改正法案がオンタリオ州議会において審議中であり、履行期間内に完全な履行が行われるかどうか、注視が必要である。

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、

私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会（TEAC）の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。また、私有林については、連邦木材輸出諮問委員会（FTEAC）の審査を経て、外務貿易大臣が余剰材かどうかを決定している。なお、州有林から産出される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及びベイマツ、ベイツガ、ベイトウヒの高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、州南部沿岸部の丸太輸出には国内価格の5～15%（州内陸部や北部沿岸部は1ドル/m³）の「州内加工代替税」（輸出税に相当）が課せられる。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT第11条第1項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府はGATT第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

なお、当該措置については、我が国はカナダ政府に対し、マルチ、バイなどの場を通じて、是正を働きかけているところ。

<最近の動き>

州南部沿岸部の丸太の州内加工代替税については、2013年3月から値上げされ、税率（5～15%）に輸出価格と国内価格の価格差をもとに算出した係数（1.0～1.5）を乗じた額が賦課されることとされた。

関 税

高関税品目

* 本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.3%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、グラスファイバー製品(最高15.7%)、衣類(最高18%)、非譲許品目としては、造船及びタンカー(最高実行税率25%)などがある。非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている(最新の状況については資料編を参照)。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が行われている(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。